

質問		回答
作成 - 1	避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらが行うべきなのか。	一般的には避難確保計画の作成等は施設の管理者が行うことを想定していますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合など、複数の要配慮者利用施設を一体として施設の所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいと考えられる場合は、施設の所有者が行うことも考えられます。(延岡市) <<参考>> 避難確保計画の作成等は要配慮者利用施設の管理者と所有者のどちらに求めるべきなのか。 …一般的には避難確保計画の作成等は施設の管理者が行うことを想定していますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合など、複数の要配慮者利用施設を一体として施設の所有者が避難確保計画の作成等を行うことが望ましいと考えられる場合は、施設の所有者に対してこれを求めることができます。(国土交通省ホームページ)
複合 - 1	一つの建物又は同敷地内に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設で避難確保計画の作成等を行わなければならないのか。	基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等の義務が生じることと考えております。しかしながら、一つの経営主体が、複数の要配慮者利用施設を、一つの建物又は同一の敷地内に所有する場合などに、一体的に避難体制を確保することより、より安全な避難が行える場合においては、複数施設を一体として避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能であると考えます。(延岡市) <<参考>> 一つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設を市町村地域防災計画に定めた上で避難確保計画の作成等を求めることになるのか。 …基本的にはそれぞれの要配慮者利用施設の所有者又は管理者に避難確保計画の作成等を求めることになると考えておりますが、一つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として所有者が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能です。(国土交通省ホームページ)
複合 - 2	合同で作成できるのはどの程度の距離まで可能なのか。	同一の敷地内など、合同で避難確保計画を作成し一体的に避難体制を確立することでより安全な避難が行える距離であることが前提であり、一体的に行うことでより避難に時間を要したり避難者が混乱することが無いよう留意したうえで判断していただく必要があると考えます。(延岡市)
追記 - 1	避難確保計画は各施設が既に作成している「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記することで作成可能か。	避難確保計画は、既存計画に水防法等施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です。なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市への報告が必要となります。(延岡市) <<参考>> 避難確保計画は、消防計画等の既存計画に水防法等施行規則第16条又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則第5条の2に定める必要事項を追記することで作成可能です。詳細は「要配慮者利用施設に係る避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮編)」及び「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を参照してください。なお、既存の計画に追記して避難確保計画を作成した場合も、水防法又は土砂災害防止法に基づく市町村への報告が必要となります。(国土交通省ホームページ)

質問		回答
対象 - 1	洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域のどちらに該当しているのか知りたい。	市ホームページ内の『地域防災計画』又は『要配慮者利用施設避難確保計画』のページに掲載されている『洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧』に掲載していますので、御確認ください。なお、施設の災害リスクの把握及び安全な避難経路の選定のためにも、ぜひ、施設の所在する地域の想定区域・警戒区域の記載されている資料を御確認ください。(延岡市)
要件 - 1	避難確保計画の作成と避難訓練の実施の義務が課される施設とは、具体的にどのような施設なのか。	本市においては、地域防災計画に要配慮者利用施設の要件を規定し、該当施設の名称及び所在地を掲載しています。(延岡市) ≪参考≫ 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられるのは、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある施設で、水防法第15条第1項第4号又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第1項第4号に基づき市町村地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた施設となります。具体的にいかなる施設を要配慮者利用施設として市町村地域防災計画に定めるかは、施設の構造、利用状況等の地域の実情を踏まえて市町村において個別具体的に判断していただくこととなりますが、想定される要配慮者利用施設の例を「水防法等の一部を改正する法律の施行について」(平成29年6月19日水政第12号)において示しています。(国土交通省ホームページ)
要件 - 2	要配慮者利用施設には該当しないのではないか。	本市においては、地域防災計画に要配慮者利用施設の要件を規定しています。地域防災計画において対象要件を御確認ください。そのうえで要件に該当しないと判断した場合は、該当しないとする理由とその根拠を記載(必要に応じて資料添付)し、市長宛に文書にてお申し出ください。提出いただいた内容を確認し、文書にて回答いたします。(延岡市)
対象 - 2	浸水ナビでは明確な浸水深の数値が示されていないが、どうしたらよいか。	重ねるハザードマップや浸水ナビに記載されている『Om～Om』をもとに作成していただくこととなりますが、避難場所等は最大浸水深をもとに選定していただくことがより安全な避難確保計画の作成につながると考えます。(延岡市)
訓練 - 1	要配慮者利用施設の管理者は訓練を実施した旨を市に報告する必要があるのか。	法律上義務付けられていませんが、訓練の実施は要配慮者利用施設の避難確保において極めて重要であることから、本市では、実施後に市に報告書を提出していただくこととしております。(延岡市) ≪参考≫ 訓練は避難確保計画に基づき実施されるため、訓練の実施自体の報告は法律上義務付けられていませんが、訓練の実施は要配慮者利用施設の避難確保において極めて重要であることから、市町村において実施状況をフォローしていただくようお願いします。(国土交通省ホームページ)